

「女性デジタル人材育成事業」業務委託
受託候補者選定に係る実施要領

制 定 令和5年6月6日 政男女第81号

(趣旨)

第1条 「女性デジタル人材育成事業」業務委託について、横浜市政策局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱の規定に基づき、プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手續等に係ることは、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

(実施の公表)

第2条 実施の公表に当たっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手續
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 女性デジタル人材育成事業業務委託に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとする。

- (1) 研修の実施方針
- (2) 受講生募集方法
- (3) 研修の企画・運営
- (4) 就労支援の企画・運営
- (5) 事業効果検証方法
- (6) 全体スケジュール
- (7) 企業としての取組
- (8) 参考見積

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価項目は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 提案内容

- (2) 実施体制
- (3) 企業としての取組
- 3 プロポーザルの評価にあたっては、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 4 提案内容及び実施体制のいずれかの評価項目の評価点が1点となった者は、原則として選定しない。
- 5 提案書の内容及びヒアリングの結果を基に算出した評価点が高い者を特定する。評価点が高点の場合は、次の順序で上位の提案をプロポーザルの上位者とする。
 - (1) 加重倍率が5の項目の合計得点が上位の者
 - (2) 5点の評価点項目が多い者
 - (3) 加重倍率が5の項目に2点以下の評価点がない者
- 6 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の集計及び報告
- (3) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
 - 委員長 政策局広報課長
 - 副委員長 政策局総務課長
 - 委員 デジタル統括本部企画調整課長、政策局男女共同参画推進課長、総務局人材開発課長、経済局雇用労働課長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、5名以上の委員の出席をもって成立する。
- 5 欠席した委員の評価は集計には含めない。
- 6 委員長は、評価結果を政策局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。
- 7 評価委員会は非公開とする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定

- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

この要領は令和5年6月6日から施行する。